

ノースラブはソヴェトに医師が多いこと、そのうちの8割近くが女性であることに興味を抱いている。医師数は人口10万対33でアメリカの18.5よりかなり多い。ノースラブはソヴェトの医師養成を紹介している。彼は、医師の給料がアメリカでの高い医師報酬と比べていかに少ないかを強調している。「新卒のソヴェトの医師は月に約105から140ルーブル（\$140から\$187）を支払われる。これは工業労働者よりも30パーセントほど低い」と述べながら、次の要因に注意を促している。まず、ソヴェトの給料体系では家賃や家庭設備費が助成金で補われること、医師は無料で公教育において養成されていること、医師の資格が上昇するのに従って割増給を得ること。

この他に、ノースラブは、ソヴェトでは「国民1人1人が自分を専門家と認めていますよ」という医師の表現にみられるような健康教育の普及をとりあげている。「健康」誌（アフラナズダローフ）は毎月1,200万部出ていることがその指票の1つをなすであろう。

ノースラブは決して何らかの結論を出そうともしていないが、アメリカとソヴェトの問題の所在の違いとか、医療への考え方の違い、また共通している問題や、制度よりもその運用によりウェイトのかかる問題等々、多くの素材をさりげなく読者に提供している。

Bowen Northrup, "Moscow's Medicine:  
Soviet Health System Combines the Modern with the  
'Medieval'" Wall Street J. May 23, 1977

（日野秀逸 大阪大学医学部）

## 婦人の社会保障問題

（西ドイツ）

近年、どこの国でも婦人の地位の問題がクローズ・アップされている。社会保障の分野でも、とくに年金について婦人の取扱いが問題となっている。IL

Oでも婦人の年金問題を取り上げ、討議しているが、それぞれの国でも婦人の社会保障問題を検討している。

西ドイツでは1972年に第2次年金改革が行われ、就業していない婦人（主婦等）にも年金保険に加入する機会が与えられ、また遺族年金や低額年金の引き上げが行われたが、まだ一般的に婦人の年金分野における条件は低い。そこでその改善のための検討が行われており、1976年12月に「婦人・社会調査委員会」が連邦議会に中間報告を提出した。この委員会は、連邦議会議員5人と専門家5人で構成されている。この委員会の設置目的は、社会における婦人の完全な法律的社会的同等性を実現するためになされなければならない解決策を準備することである。同委員会報告が検討している主要な点は、教育・訓練、職業・労働市場および公共における婦人の状況である。婦人の社会保障については、とくに1984年までにはっきりした老齢保障を確立すべきであることが提案されている。以下、同委員会報告のうち婦人の社会保障に関する部分の概要を紹介する。

### 基本的提案

同委員会の基本的提案は、「社会保障制度における婦人の地位を総合的に考慮する必要がある」ということである。そして「出てくる要求を処理したり、支援的な役割を演ずる制度によってのみ、現在の状況の永続的な改善が可能で

ある」との意見が述べられている。また、「婦人に対する保障制度の改善は短期間には無理であろう。というのは、一方でまだ解消されない問題を沢山提起するとともに、他方でそれぞれの件について非常に長期間の暫定的措置を講ずる必要があるからである」との見解も述べられている。

委員会の提案はおおむねつぎのとおりである。はっきりした老齢保障の確立のためには、すべての婦人は婚姻関係とは独立の個有の給付請求権を有する社会保険の被保険者であるべきである。その場合、就業していない婦人の老齢保障の財源はその配偶者が負担する。また、就業している婦人は、各自の労働報酬から保険料を支払う。子どもの世話のために就業できない期間については、家族負担調整のための保険料をもってあてるべきである。各制度ごとに保険料額および年金額が新たに定められる。配偶者のみが就業している場合の保険料額については、相当高いものとなろう。これは、就業している配偶者の所得から2人分の社会保障をまかなうための保険料を徴収することになるからである。また、年金額については、単身者の場合と既婚者の場合ある程度差がつけられるべきである。はっきりした婦人の老齢保障を確立するためには、単身者について年金加算を導入すべきである。

子どもの養育は一つの仕事であり、社会保障制度は、婦人が就業のために拘束されることなしに子どもを養育することができるようにしなければならない。そのために一定期間、調整手当が支払われるべきである。これと関連して、婦人が教育を終了した場合または結婚により中断していた教育を継続する場合、経過手当が受けられるようにすべきである。

#### 今後の課題

以上が同委員会の基本的見解であるが同委員会は、今回の提案は、はっきりした婦人の社会保障確立のための第一歩にすぎない、数多くの山積する問題を今後検討し、立法措置がとられうるような提案をする、と述べている。また連邦政府も、1976年12月16日の政府声明の中で、すべての婦人のためのすぐれ

た社会保障を約束し、そのための方向を明らかにしている。すなわち、「われわれは、今後8年間に社会保障において無権利の状態にある婦人をなくし、終局的にはすべての婦人のためにすぐれた社会保障を確立するよう努力しなければならない。このために相当の準備をする必要がある。政府は、専門委員会を召集し、重要な問題を解決し、次の総選挙までには基本的な考え方を明らかにする予定である」と述べている。

Die soziale Sicherung der Frau,  
Die Krankenversicherung 1977.

(石本忠義 健保連社会保障研究室)

### 社会保障こぼれ話

#### 労働災害補償の改正

(アメリカ)

この国の労働災害補償は、各州の法律で規定されており、それぞれの州によって制度が異なる。

1977年には、49州で約1,700の法案が提出され、そのうち、300以上が法律として制定された。それらの改正は主として適用の拡大、現金と医療の給付やリハビリテーションの改善、管理・運営の改善などを主要内容としている。

オクラホマ州は、賃金支払いが所定の基準に該当する使用者の全被用者に、適用を拡大しネヴァダ州は職業病で除かれていた多数の適用除外を廃止した。メリーランド、テキサス、ワイオミングの諸州は域外適用を拡大し、テネシー、オクラホマ、オレゴン、サウス・カロライナの諸州は職業病の適用を広げている。しかし、カリフォルニア州は従来適用した臨時雇いや家事労働の労働者を適用から外し、ネヴァダやオレゴンの2州も適用を狭くした。

(11頁へつづく)